

法の谷間の重症児問題の歴史を繰り返さないように！

障害者総合福祉法（仮称）成立までのいわゆる「つなぎ法」となる児童福祉法の改訂、総合支援法（旧障害者自立支援法）成立に関連しての県障害福祉課施設支援班からの行政説明を聴講する機会を得た。

表向きには「重症心身障害児施設」の呼称はなくなる訳だが、現に入所している者が退所させられることがないように必要な規定を設け、特にいわゆる重症児・者については、児・者一貫サービスの必要性等から十分に配慮するようである。

そのために、重症児施設は、特例で「児・者の定員枠を決めずに児童福祉法による医療型障害児施設と総合支援法による療養介護施設の両方の指定を同時に取れる選択肢もある」との説明であった。

そこで、重症児・者関係の特例は、総合福祉法制定までの時間的特例なのか、それとも総合福祉法制定後も重症児・者は別扱いを見越した特例なのかが気になったので、質問した。

行政からは、「特例の継続になるかどうかは、これから3年間の時間的経緯の実態から検討されるだろう」との応えであったが、これでは、特例が継続されるかどうかは現時点では分からないということになる。

まだまだ色々質問したかったが、時間的制約もあるので遠慮した。

質問したかったことは、例えば、

- ・療養介護型の対象が難病にまで拡大したが、従来の重症児施設側が重症児・者に入所を限定することは可能か。
- ・支援支給決定は市町村であるが、県内全般を見ると緊急性入所が必要な方がいるかも知れないのに、入所決定は施設と市町村との相談・調整だけでいいのか。
- ・療養介護型では夜間と日中のサービスを別枠で支援支給可能とのことだが、18才以上の重症者は日中に外の通所施設に通うことは可能か。
- ・現在でも市町村の各種支援事業所からは、手のかかる重い障害があり、また、医療的ケアを必要とする障害児・者は敬遠されがちだが、そうならない保障は法のどこを根拠にすればいいのか。

等々、いわゆる重症児・者問題の色々な側面の直接的・具体的処遇がどうなるのか、今のところさっぱりわからない。

どんな障害児・者であろうと地域で自立生活できるように！との法の理念は理解しつつも、50年程前の「法の谷間」の児・者の存在が重症児・者問題として派生したようなことが、繰り返されることのないことを切に願う。

あれこれご意見をお聞かせください。